

指定介護予防支援の対象拡大に関するQ&A

【令和6年4月版】

※ 順次、更新予定

1 全般にかかわる事項

No	質問項目	質問内容	回答
1	改正内容	どのような改正が行われたのか。	これまでは、要支援者の介護予防サービス計画は、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のみが作成できることとなっていました。 令和6年度以降、「指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、地域包括支援センターから委託を受けずに、介護予防サービスを作成できるようになりました。
2	改正の対象	要支援者の全てのプランが対象になるのか。	介護予防支援のみが対象となり、介護予防ケアマネジメントは対象になりません。 なお、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いは次のとおりです。 ○介護予防支援…「予防給付のみ」又は「予防給付と総合事業の両方」のサービスを受ける方のサービス計画の作成等 ○介護予防ケアマネジメント…「総合事業のサービスのみ」を受ける方のサービス計画の作成等
3	利用者との関係	利用者にとっては何が変わるのか。	これまでは、利用者（要支援者）は、地域包括支援センターとの間で契約を締結することのみ可能でしたが（地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託を行う場合は、別途、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で委託契約を締結）、今回の改正により、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所と直接契約を締結することが可能となります。

2 介護予防支援

No	質問項目	質問内容	回答
1	実施方法	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託はできなくなるのか。	指定介護予防支援事業者の指定の有無にかかわらず、これまでどおり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問123 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf
2	実施方法	指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所への委託はできるのか。	できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは地域包括支援センターのみです。
3	指定	指定介護予防支援事業者の指定を受けるための要件は。	以下のページに、本市における指定の手続きの流れや主な要件等を掲載していますので、ご確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000324791.html
4	指定	市町村ごとに指定を受ける必要があるのか。	お見込みのとおりです。 なお、質問No.1のとおり、指定を受けない場合でも、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です(従来どおり)。 例えば、他都市で指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、本市に居住する被保険者に介護予防支援を提供する場合には、本市による指定介護予防支援事業者の指定を受けなくても、当該被保険者の居住地を管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられます。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問123 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf
5	利用者との契約	現在、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどうなるのか。	指定を受ける際、あらかじめ委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、利用者との契約方法について調整してください。 居宅介護支援事業所が直接担当する場合は、利用者との契約の締結が必要となります。

6	報酬	単位数はどうなるのか。	①地域包括支援センターが介護予防支援を行う場合 442単位(介護予防支援費(Ⅰ)) ②地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合 442単位(介護予防支援費(Ⅰ)) ③指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合 472単位(介護予防支援費(Ⅱ)) また、③の場合のみ、特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等サービス提供加算の対象となります。
7	初回加算	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できるか。	算定できます(居宅介護支援費の算定時においても同様です。) 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日) 問6 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf
8	初回加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できるか。	算定できます。 なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日) 問7 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf
9	委託連携加算	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算は算定できるか。	委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。
10	人員	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合の人員は。	介護支援専門員のための配置で介護予防支援を実施することが可能です。また、管理者は主任介護支援専門員とし、管理に支障のない限り、他の事業所との兼務が可能です。
11	サービス計画作成依頼届	次の場合に、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はあるか。 ・居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行っていたが、利用者が要支援認定となり介護予防サービスに移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合	利用するサービスが居宅介護支援から介護予防支援へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。 利用するサービス: 介護予防支援 サ計画出書: 介護予防サービス計画作成依頼届出書 担当事業所: 居宅介護支援事業所 なお、この場合、初回加算を算定することができます(質問No.7のとおり)。

12	認定結果連絡票	要支援認定を受けた方の結果は、これまでどおり地域包括支援センターに提供されるのか。	これまでは、介護予防支援を担当することとなる地域包括支援センターに「要介護認定・要支援認定等結果連絡票」等を送付し情報提供を行っていましたが、今回の改正に合わせて、一律に地域包括支援センターに送付するのではなく、サービス計画作成届の出ている担当事業所に提供することとします。
13	地域包括支援センターとの関係	居宅介護支援事業所が利用者と直接契約となった場合、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの関係はどうなるのか。	請求事務を各居宅介護支援事業所が実施することとなりますが、プランや支援についての相談、連携等はこれまでどおり行っていただくことができます。
14	地域包括支援センターの一定の関与	居宅介護支援事業所への、地域包括支援センターの一定の関与とは何を指すのか。	介護予防サービス計画の検証のほか、居宅介護支援事業所から助言を求められた場合に、サービス計画や利用者の情報等の提供を受けたうえで助言することや、地域ケア会議、事例検討会、研修等における関与が考えられます。
15	地域包括支援センターとの関係	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、地域包括支援センターは居宅介護支援事業所が支援を行っていることを知る術はあるのか。	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターに助言を求めた場合等が考えられます。

3 介護予防ケアマネジメント

No	質問項目	質問内容	回答
1	実施方法	指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、直接市町村からの委託により介護予防ケアマネジメントを行うことはできるのか。	できません。これまでどおり、地域包括支援センターから再委託を受け、介護予防ケアマネジメントを行う必要があります。
2	報酬	単位数はどうなるのか。	①地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントAを行う場合 442単位(ケアマネジメントA(Ⅰ)) ②介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから再委託を受け、介護予防ケアマネジメントAを行う場合 472単位(ケアマネジメントA(Ⅱ)) ③介護予防支援事業者の指定を受けていない居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから再委託を受け、介護予防ケアマネジメントAを行う場合 442単位(ケアマネジメントA(Ⅰ)) ※ケアマネジメントCについても同様
3	委託連携加算	ケアマネジメントA(Ⅱ)を算定する場合でも委託連携加算は算定できるか。	ケアマネジメントA(Ⅰ)、(Ⅱ)にかかわらず、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託の際に、利用者に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定できます。
4	居宅介護支援事業所との再委託契約	再委託先の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、単位数が変更になるので、契約を再度締結し直す必要があるのか。	再委託の委託料を変更する場合は、再度契約を締結してください。 なお、再委託の委託料については、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間の契約ですので、本市が関与するものではありませんが、居宅介護支援事業所としては、単位数の増加に伴い、居宅介護支援事業所に配分される再委託料も当然に増加になることを期待しているものと考えられます。

4 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが流動的な場合

No	質問項目	質問内容	回答
1	重要事項説明等	居宅介護支援事業所が利用者から相談を受け、介護予防支援に向けた一連の業務を行っていたが、結果的に利用サービスが総合事業のみとなった場合、重要事項説明や利用者との契約をどのように取り扱えばよいか。	利用サービスが総合事業のみの場合は介護予防ケアマネジメントとなるので、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターからの再委託を受けずに介護予防ケアマネジメントを実施し、報酬請求事務を行うことはできません。改めて、地域包括支援センターが、利用者に対して重要事項説明から実施し直す必要があります。 そのため、特に、利用者に、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの利用意向があり、かつ、介護予防給付のサービスの利用の有無が流動的な場合は、居宅介護支援事業所と、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターとが連携し、あらかじめ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明を実施して介護予防支援の利用契約を締結しておくなど、サービスの円滑な利用に努めてください。あらかじめ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明が実施されていれば、仮に、一連の業務の結果、結果的に総合事業のみとなった場合でも、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから再委託を受けて介護予防ケアマネジメントをスムーズに実施することができます。 なお、この場合、地域包括支援センターが報酬請求事務を行うこととなります。上述のとおり、居宅介護支援事業所は報酬請求事務を行うことができないため、再委託による介護予防ケアマネジメントがスムーズに行われない場合は償還払い(利用者の一時的な10割負担)となることがあります。
2	サービス計画作成依頼届	次の場合に、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はあるか。 ①指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行っていたが、利用者の利用サービスが総合事業のみとなり介護予防ケアマネジメントに移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターからの再委託を受けて介護予防ケアマネジメントを行う場合 ②地域包括支援センターからの再委託により居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行っていたが、利用者が介護予防給付のサービスを追加することになり介護予防支援に移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合	①利用するサービスが介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ、主体となる担当事業所が居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。 利用するサービス:介護予防ケアマネジメント サ計届出書:介護予防ケアマネジメント依頼届出書 担当事業所:地域包括支援センター 受託事業所:居宅介護支援事業所 ②利用するサービスが介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ、主体となる担当事業所が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。 利用するサービス:介護予防支援 サ計届出書:介護予防サービス計画作成依頼届出書 担当事業所:居宅介護支援事業所